

請願第42号

令和6年12月2日受理

県民環境委員会付託

「選択的夫婦別姓制度導入を求める意見書の提出」について

請 願 者　名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館301号

新日本婦人の会愛知県本部代表者　佐々木 ゆかり ほか461人

紹介議員　下奥奈歩

(要旨) 日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、「通称」使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多く存在しています。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけです。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、間接的な女性差別などの指摘もあり、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）からも3度にわたり是正勧告されています。

通称使用では、「旧姓併記」「旧姓使用」での法的根拠がないために、「名前がちがう」などと怪しまれたり、さまざまな事務手続きの煩雑さが生じたりとグローバル社会で企業にとってもビジネス上のリスクになりえると経団連も提言されています。働く女性たちにとっては改姓によって「アイデンティティの喪失」「キャリアが中断される」という声も切実で、結婚や出産を躊躇する要因の一つにもなっています。

1996年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申して、すでに4半世紀以上が経過しています。2021年6月、最高裁判所は、現行の夫婦同姓を違憲ではないとする判決を出しましたが、同時に、複数の反対意見が付され、制度のあり方を国会で議論すべきとされました。2015年12月の判決でも同様の指摘がされています。

選択的夫婦別姓制度はあくまでも「選択」によるもので、引き続き夫婦同姓で結婚でき、改姓を望まないものは夫婦別姓を選択できるというので、誰も強制されることのないしくみです。

世論調査では、選択的夫婦別姓制度に6割が賛成しており、とくに、若年層ほど賛成割合が高く、60歳代以下では7割が賛成となっています。地方議会での意見書採択も広がっています。

愛知県は2001年、2021年に「選択的夫婦別姓制度導入の検討についての意見書」を国に提出しましたが、未だ実現していません。改めて選択的夫婦別姓制度の導入について国に求めることがあります。については、下記事項について請願します。

記

選択的夫婦別姓制度の導入のために民法その他の法令改正について、国会に求める意見書、国及び政府に提出することを求めます。